

介護現場における 高齢者虐待防止対策について

和歌山県社会福祉士会

大浦 理仁

令和3年度 介護保険法改正

6. その他「高齢者虐待防止の推進」

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務づけられました。

(※ 3年の経過措置期間有)

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

(虐待の防止) 第三十五条の二

指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等 を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(令三厚労令九・追加)

令和3年度介護保険法改正

令和3年度に基準省令の改正を行い、全ての介護サービス事業者を対象に、虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備等を義務付けることにより、体制整備のさらなる充実を図ってきています。

また、介護保険施設等に対する監査についても、前述の基準省令の改正等を踏まえ、令和3年度末に介護保険施設等監査指針を改正し、これまで「指定基準違反等」として含まれていた「**人格尊重義務違反**」を改めて監査対象と明記しました。

Q. A

(1) 高齢者虐待防止の推進における委員会の開催について、通知には定期的に開催することが必要とあるが、事業として指針に定めた回数（例えば、年に1回以上や4ヶ月に1回以上）で開催される事で問題ないか？

(1) お見込みのとおり。高齢者虐待防止の推進に事業所として必要と考えられる回数を実施してください。

Q. A

(2) 全てのサービスの運営規程に「虐待防止のための措置に関する事項」を定めるという解釈で問題ないか？また、運営規程に定めた虐待防止のための措置に関する事項(担当者を含む)を重要事項説明書にも記載を行うということで良いか？

(2) お見込みのとおり。担当者は役職名で良いと考えます

高齢者虐待が発生した際の対応は どうすべきか

A. 市町村に迅速に報告する事 そもそも専門職には高齢者虐待が疑わしき場合は、通報する義務がある。（POINT：疑わしき）

◎事例◎

家族・関係機関より「不適切なケアではないか」「虐待ではないか」と言われた時に、施設側が検証を丁寧に行わず施設の独自判断で「虐待ではない」と判断。その後、家族が行政へ相談。（結果）高齢者虐待と認定される。（外部からの評価）施設の通報の遅れ・虐待の隠蔽と判断されることも十分に考えられる

A. 市町村の調査に協力をすること

再発防止への対応はどうすべきか

A. 発生した虐待事案の発生要因を特定し、施設として改善する

原因…職員の素行と判断→× 職員の手勝手な行い→×

◎虐待が起きたことをいち個人の職員の資質とみなし続ける限り、施設内の虐待の発生リスクは減少しない。不適切ケアの悪化の先に高齢者虐待があると考え、職員のケアのスキルアップは研修等で常に行うことが望ましい。

◎職員の心のケアも大切（ストレスマネジメント） 例え個人因子が大きな要因であったとしても 環境因子に目を向ける。「人材育成がうまくできていないのではないか」「職業倫理に関する学習が足りないのではないか」

（参考）養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引きP17

具体的な虐待防止対策

・人材育成/研修

介護現場の職員全員が高齢者虐待に関する研修を定期的に受ける体制を整備すること

・市町村（行政）との事前協議

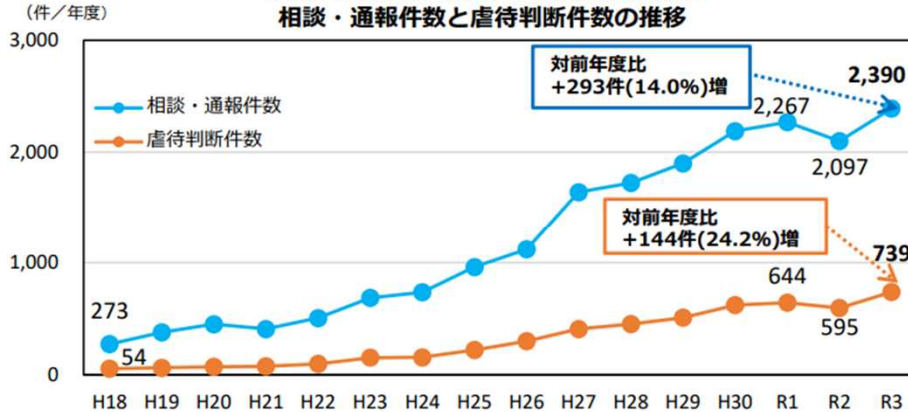
虐待が起こった場合に備えて、虐待対応マニュアルを作成し行政と共有すること、また意見交換を行うこと。虐待発生時に行政が行うべき事項を事前に把握し、発生時には互いにスムーズに対応できるようにすることが大切

・虐待の芽を早期発見する体制づくり

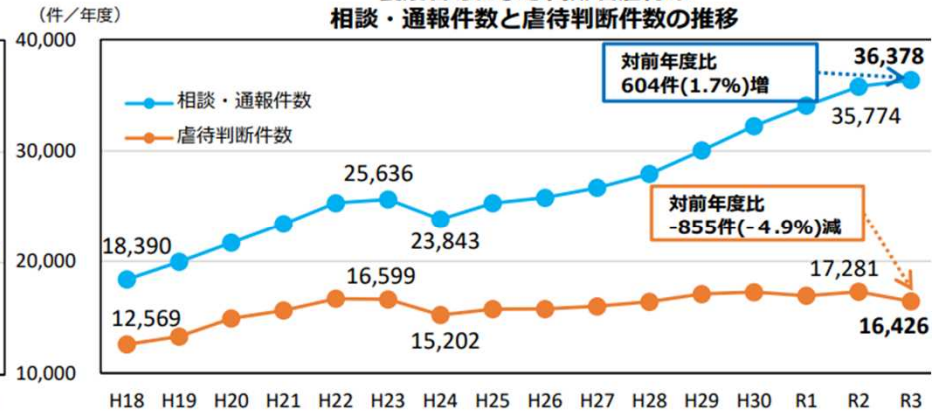
ヒヤリハット、事故報告書から見える虐待の芽を見逃さない

高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要（令和3年度）

養介護施設従事者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



養護者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待
被虐待者	男性390人(28.6%) 女性974人(71.3%) 不明2人(0.1%)	男性4,097人(24.4%) 女性12,713人(75.6%) 不明0名(0.0%)
虐待者	男性 52.2% 女性 45.2% ※介護従事者男性割合 18.8%	息子 38.9% 夫 22.8% 娘19.0%
相談・通報者	当該施設職員が29.8%で最多。次いで当該施設管理者等が16.3%。	警察が32.7%で最多。次いで介護支援専門員が24.9%。
相談・通報受理からの期間(中央値)	事実確認開始まで4.5日 虐待判断まで35日	事実確認開始まで0日(即日) 虐待判断まで2日
主な発生要因	教育・知識・介護技術等に関する問題 56.2% 職員のストレスや感情コントロールの問題 22.9%	被虐待者の認知症の症状 55.0% 虐待者の介護疲れ・介護ストレス 52.4% 虐待者の精神状態が安定していない 48.7%
虐待種別(複数回答)	身体的虐待 51.5%(身体拘束有 24.3%)、心理的虐待 38.1% 介護等放棄 23.9%、経済的虐待 4.0%、性的虐待 3.5%	身体的虐待 67.3%、心理的虐待 39.5%、介護等放棄 19.2% 経済的虐待 14.3%、性的虐待0.5%
その他	《主な施設種別》 特別養護老人ホーム 30.9% 有料老人ホーム 29.5% グループホーム 13.5% 介護老人保健施設 5.3% 《虐待等による死亡事例》 1件 2人(対前年度比 2件 1人減)	《虐待等による死亡事例》 37件 37人(対前年度比 12件 12人増)

令和3年度 介護保険法改正 (再掲載)

6. その他「高齢者虐待防止の推進」

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務づけられました。

(※ 3年の経過措置期間有)

おわりに

- ・虐待の具体例を知っていただくことで虐待の早期発見や気づきが促され、よりよい介護を考えるきっかけになります。(例が全てではない事に注意。)
- ・職場での介護現場の改善対策を考える事につながり、高齢者の人権を護ることにつながります。
- ・権利侵害(虐待・身体拘束)が起きないように…権利擁護の視点・虐待防止の視点をもって委員会の開催や研修内容を考えていってもらえたらと思います。